

地方財政に関する諸課題への対応について

地方が自らの責任において少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心の確保等、住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応し、地方創生を推進していくためには、地方税財源の充実と安定確保が不可欠である。

先に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、2021年度までの地方一般財源総額確保の方向性が示されたところであるが、各種政策の成果を、地域の隅々にまで行き渡らせるためには、国と地方が一体となって強力な地域経済対策を引き続き講じていかなければならない。

依然として厳しい地方財政の現状や地域経済の実情を勘案しつつ、以下の項目について、適切に対応するよう求める。

1 地方一般財源総額の確保・充実

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、2019年度から2021年度までを「基盤強化期間」と位置づけ、地方一般財源総額を2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた。2019年度の地方財政計画において、まち・ひと・しごとの創生の推進をはじめ、社会保障関係費の増嵩への対応、公共施設の老朽化対策、大規模な災害に備えた防災・減災対策などを十分に行えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実を図ること。

特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、予見可能性を向上させ、持続可能な制度となるよう、法定率の引上げも含めた交付税総額の安定的な確保を図り、臨時財政対策債に依存しない財務体質を目指すこと。また、臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう留意すること。

2 地方の基金残高の増加に係る対応

地方は金融、経済政策、税制等の広範な権限を有していないため、景気の動向による法人関係税の変動や人口減少による税収減、公共施設の老朽化対策、災害、社会保障関係費の増大などに伴う将来の歳入減少や歳出増加への備えについては、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかない。そのため、国を上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行うなかで基金の確保など財政運営の年度間調整に取り組んでおり、地方の基金残高が増加していることをもって一般財源総額を圧縮するような措置を行わないこと。

3 社会保障と税の一体改革に対応した地方税財源の拡充

(1) 社会保障制度改革に伴う税財源の確保

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」で定められた社会保障制度改革に当たっては、地方と十分に協議を行い、その意見を反映させるとともに、改革の実現に要する安定的な財源を確保すること。

特に、社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置することとし、消費税率10%への引上げの際には8%時と同様、引上げ分の消費税及び地方消費税を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担の全額を基準財政需要額に算入すること。

また、軽減税率制度の導入に伴い、地方の減収分を代替税財源により確実に措置するなど、地方財政に影響を与えないようにすること。

なお、昨年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においては、消費税率10%への引上げに伴い、「人づくり革命」として、これまでの社会保障制度を全世代型へと改革することなどが盛り込まれており、地方が果たす役割が重要である。

そのため、具体化に当たっては地方の意見を十分に聞きながら進めるとともに、地方財政に支障が生じないよう国において財源を確保し、事務負担等にも配慮すること。

(2) 社会保障制度の充実

社会保障及び国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度においては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、将来にわたって国民皆保険が堅持されるよう、地方と協議しながら、国定率負担の引上げ等の財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

また、子どもに係る均等割保険料軽減措置を導入するとともに、必要な財政措置を講じること。

加えて、持続可能な医療保険制度を構築するため、すべての医療保険制度を全国レベルで一元化することについて、本格的に検討を進めていくこと。

(3) 偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築

平成30年度与党税制改正大綱において、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」とされているが、その検討に当たっては、地域間の財政力格差が拡大している現状を踏まえ、実効性のある偏在是正措置とすること。

(4) 車体課税の見直しに伴う代替税財源の確保

車体課税の見直しについては、平成28年度税制改正において、消費税率10%への引上げ時に自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税において環境性能割を導入することとされたが、環境性能割で確保できない減収分については、地方財政に影響を与えないよう、地方財政計画において確実に措置すること。

また、自動車の保有に係る税負担の軽減については、平成29年度与党税制改正大綱において、「平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」とされているが、その検討を行う場合には、自動車ユーザーの負担軽減等の観点も踏まえつつ、自動車税が都道府県の基幹税であることや、車体課税に係る地方税収はエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、具体的な代替税

財源の確保を前提とすること。

4 森林吸収源対策に係る税制度の円滑な実施

森林吸収源対策については、平成30年度税制改正大綱において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設や、県と市町村の役割分担に応じた配分などの方向性が示された。

今後は、新設予定の森林環境譲与税（仮称）の使途に関し、九州・山口地域の8県を含め、既に37府県が超過課税を財源として、多様な森林整備を実施してきたこれまでの取組成果を踏まえ、地方独自の取組に影響を与えないよう、都道府県の役割も考慮して、十分配慮すること。

また、市町村の事業実施体制の確保等が進むよう、必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な実施に向けた調整に努めること。

5 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、平成30年度与党税制改正大綱において、今後長期的に検討することとされたが、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、特有の行政需要に対応するものであり、ゴルフ場所在地における地方の財政需要に対応する貴重な財源であることから、地方の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き、現行制度を堅持すること。

平成30年10月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞